### 令和4年度の事業計画書

#### 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人ウエルス

### 1 事業実施の方針

自然環境保護のための遊休地・廃棄物の再利用法についての調査研究事業の活動に関しては、 新型コロナ感染の影響によりこれらの事業については、実施予定としております。予算計上はしておりませんが、実施の目途が立てば雑支出として費用を支出する予定です。

高齢者やその介護者に対する自立支援促進・日常生活の支援事業として、昨年度からサービス付き高齢者向け住宅の管理及び運営の委託を受けて事業を行っています。今年度も継続して事業の安定と拡大を目指します。

障がい児・者やその介護者に対する自立支援促進・日常生活、就労の支援事業として、ふるさと納税事業(ふるさと納税の返礼品)の登録事業者となり、空き家・空地管理を実施します。現在の受託は4件です。

介護保険事業(居宅介護支援事業者、訪問介護事業者)として、業務が増加していますので、このまま継続します。

権利擁護事業として「成年後見人」の受任件数も増加し、安定した業務となりつつあります。 今後も成年後見受任を行い、ながら、成年後見人等の申請代行(支援)、権利擁護・身上監護・財 産管理等の事業も行ってまいります。

訪問マッサージ事業として、今年度より新規事業を開始する予定です。許認可申請終了後、速 やかに亀岡市内において、高齢者を中心として在宅でマッサージ治療等を希望される方に対して 「訪問」による施術を行い、高齢者の健康増進と社会参加に寄与したいと考えています。

介護タクシー事業の開始に向けて本年度はその準備を行いたいと考えています。許認可手続き の準備、人材の確保、事業所の選定及び契約、2 種免許取得と福祉車両の購入など、次年度の事 業開始のために、予算を計上します。

## 2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業(定款第5条に記載した事業のうち、下記記載の事業のみ実施)

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	<ul><li>(A) 当該事業の 実施予定日時</li><li>(B) 当該事業の 実施予定場所</li><li>(C) 従事者の 予定人数</li></ul>	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
------------------------	----------	---	----------------------------	------------------------

		T	T	
(1) 自然環境保護のための遊休地・廃棄物の再利用法についての調査研究事業	芝生化による緑化事業 芝生の植苗 休耕田畑の耕作及び植苗	(A) 未定 (B) 未定 (C) 未定	(D)遊休地等 の所有者 (E) 未定	0
(9) 高齢者や その介護者に 対する自立支 援促進・日常 生活の支援事 業	サービス付き高齢者向け住宅 管理・運営事業 入居(住宅)関連、生活支援、 施設建物管理、その他利用者 に関する各種介護サービスに ついての相談支援事業	(A) 通年 365 日 (B) 亀岡市安町 (C) 20 名	(D)要支援で 要介護記して 要介護記し、 第2号に を を で、 を は に に に に る に に る に に る に る に に る に る に	12,000
(10) 障がい 児・者やその 介護者に対す る自立支援促 進・日常生活、 就労の支援事 業	空き家・空地管理、ふるさと 納税事業	(A) 月1回巡回 (B) 亀岡市内全域 (C) 2名	(D)ふるさと 納税申込者 (亀岡市) (E) 5名	800
(18)介護保険 に係る事業	居宅介護支援 (ケアプラン作成) 亀岡市認定調査受託 訪問介護事業	<ul><li>(A) 通年 365 日</li><li>(B) 亀岡市・南丹市・京丹波町</li><li>(C) 8 名</li></ul>	(D)要支援~ 要介護認定の 方、若しくは 第2号被保険 者(特定疾病) (E) 100名 程度	25, 000
(19)権利擁護 事業	法定後見受任に関する事業 高齢者及び障がい者等の財産 管理・任意後見・死後事務委 託等各種契約書作成及び遺言 書、相続手続等の作成に関わ る事業	(A) 通年 365 日 (B)京都府下全域 (C) 2名	(D)認知症等 判断能力に後見 間度があり 制度を方 制度方 制度 ま (E) 50 名 程度	6, 500
(22) 訪問マッ サージ事業	訪問により医療保険を利用し 鍼灸マッサージやリハビリを 提供する事業	(A) 通年 365 日 (B) 亀岡市 (C) 2名	(D)通院治療 の困難な方、 医療保険利用 の対象者 (E) 20名 程度	4, 800

(23)介護タク シー事業	通院等のための乗車又は降車 の介助を行うサービス ※今年度は準備作業のみ	<ul><li>(A) 通年 365 日</li><li>(B) 亀岡市・南丹市・京丹波町</li><li>(C) 2名</li></ul>	(D)要支援~ 要介護認定の 方、若しくは 第2号被保険 者(特定疾病) (E) 50名 程度	900
------------------	--	--	---	-----

# (備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ 別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度に その他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。